

群馬県総合スポーツセンターの管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和元年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市関根町800番地
設置年月日	昭和56年11月
敷地面積	210,659.74㎡
主な施設・建物	本館（RC造3階建、4,604.04㎡、昭和56年完成） サブアリーナ（RC造2階建、4,691.30㎡、昭和56年完成） 宿泊棟（RC造2階建、1,550.92㎡、昭和56年完成） アイスアリーナ（RC造2階建、5,386.94㎡、昭和62年完成） スポーツ資料館（S造平屋建、109.20㎡、平成元年完成） ぐんまアリーナ（S造・RC造4階建、20,556.67㎡、平成8年完成） テニス管理棟（S造・RC造2階建、596.50㎡、平成8年完成） テニスコート（16面、照明7面、平成8年完成） ふれあいグラウンド（外周400m円形芝生、平成8年完成） 仮設アーチェリー場（木造平屋建、106.92㎡、平成12年完成） ぐんま武道館（S造・RC造2階建、10,368.12㎡、平成12年完成） ぐんま武道館弓道場（RC造平屋建、2,191.28㎡、平成14年完成）

(2) 施設の設置目的

県民の体力の増進、競技力の向上及びスポーツの普及振興を図るための拠点として設置している。

(3) 指定管理者制度活用の目的

多様な競技種目に対応でき、大規模大会の開催が可能なスポーツ振興の拠点施設であり、県民のスポーツ需要への対応、生涯スポーツ振興・競技力向上等の面でも重要な施設であることなどから、県が設置しているが、管理運営については、民間等の持つ柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りつつ、施設の機能を最大限に発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（令和2年4月～令和7年3月）

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を一部採用する^{注)}。

注) 施設管理費用に対し利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定め

る額を上限(予定)として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額(予定)

5年間の総額	1, 156, 085千円	令和2年度	231, 217千円
		令和3年度	231, 217千円
		令和4年度	231, 217千円
		令和5年度	231, 217千円
		令和6年度	231, 217千円

(7) 施設の管理運営方針

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民のスポーツに関する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲(業務内容、要求水準、成果目標)

ア 業務内容

(ア) 総合スポーツセンターの使用に関する業務

- ・総合スポーツセンターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の使用の承認等に関する業務
- ・施設等の使用の承認の取消し等に関する業務
- ・総合スポーツセンターの使用期間の変更等に関する業務
- ・総合スポーツセンターの休館日の変更等に関する業務
- ・総合スポーツセンターの開館時間の変更に関する業務
- ・有料施設の利用料の収受等に関する業務

(イ) 施設等の維持管理に関する業務

(ウ) 前各号に掲げるもののほか、総合スポーツセンターの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

(エ) 自主事業(総合スポーツセンターの設置目的内で、指定管理者が自ら実施する業務及び目的外使用許可に基づく宿泊棟食堂等の運営に係る業務)

イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

施設利用者数 1, 250, 000人

その他、応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。(応募できる者は、県内に主たる事業所を有する者とする。)

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、スポーツ分野に関する有識者、施設利用代表者から7名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和元年6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
応募状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	令和2年1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

(公財)群馬県スポーツ協会

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

平成29年度実績（2017年度）

収入 300,556千円 支出 292,041千円

(3) 施設利用の実績

平成29年度実績（2017年度） 施設利用者数 1,173,085人